［議案第１７６号資料］

指定管理者の指定について（大津市立母と子の家しらゆり）

1　主な管理業務

⑴　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３８条に規定する業務
⑵　母子家庭等の児童に対し保育を行う業務
⑶　大津市立母と子の家しらゆりの施設及び設備の維持管理に関する業務
⑷　その他市長が定める業務

※　児童福祉法第３８条

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

2　選定委員会の委員

龍谷大学教授（委員長）、弁護士、公認会計士、こども未来部長、同部次長　計５人

3　選定経過

⑴　第１回選定委員会（令和８年７月６日）
　委員の任命及び委嘱並びに募集要項、選定方法等の審議
⑵　募集要項の配布（令和８年８月３日から同月２１日まで）
⑶　現地説明会の実施（令和８年８月２５日）　１団体
⑷　申請受付（令和８年８月２７日から同年９月２日まで）　１団体
⑸　第２回選定委員会（令和８年９月１８日）
　申請書類の書面審査及びヒアリングに係る評価項目の審議
⑹　第３回選定委員会（令和８年９月２８日）
　プレゼンテーション及びヒアリングの実施、評価項目に基づく審査、採点結果の報告並びに候補者の決定

4　申請者数　１団体

5　主な審査項目

安定的な運営、サービスの向上、経費の縮減

6　指定管理者

大津市におの浜四丁目３番２６号
　社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会

7　選定理由

類似施設の管理運営の実績及び経験を活かし、安定した施設の運営が期待できるとともに、退所に向けた入所者の支援及び自主事業の提案が高く評価できるため

8　指定期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

［議案第１７７号資料］

指定管理者の指定について（旧竹林院）

1　主な管理業務

⑴　旧竹林院を利用に供する業務

⑵　茶室の使用の許可に関する業務

⑶　旧竹林院の施設及び設備の維持管理に関する業務

⑷　その他市長が定める業務

2　選定委員会の委員

龍谷大学教授（委員長）、弁護士、公認会計士、産業観光部長、同部次長　計５人

3　選定経過

⑴　第１回選定委員会（令和８年７月２１日）

委員の任命及び委嘱並びに募集要項、選定方法等の審議

⑵　募集要項の配布（令和８年８月６日から同年９月４日まで）

⑶　現地説明会の実施（令和８年８月２４日）　１団体

⑷　申請受付（令和８年８月３１日から同年９月４日まで）　１団体

⑸　第２回選定委員会（令和８年９月１７日）

申請状況の説明及びヒアリングに係る評価項目の審議

⑹　第３回選定委員会（令和８年９月２９日）

プレゼンテーション及びヒアリングの実施、評価項目に基づく審査、採点結果の報告並びに候補者の決定

4　申請者数　１団体

5　主な審査項目

安定的な運営、サービスの向上、経費の縮減等

6　指定管理者

大津市坂本六丁目１番１３号

坂本観光協会

会長　杉本　辰佳

7　選定理由

自主事業の実施による利用者数の増加が期待できるとともに、利用者の利便性向上のための方策について高く評価できることから、施設の設置目的を効果的に達成できると評価したため

8　指定期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

［議案第１７８号資料］

指定管理者の指定について（公人屋敷（旧岡本邸））

1　主な管理業務

⑴　公人屋敷を入館者の観覧に供する業務

⑵　公人屋敷の施設及び設備の維持管理に関する業務

⑶　その他市長が定める業務

2　選定委員会の委員

龍谷大学教授（委員長）、弁護士、公認会計士、産業観光部長、同部次長　計５人

3　選定経過

⑴　第１回選定委員会（令和８年７月２１日）

委員の任命及び委嘱並びに募集要項、選定方法等の審議

⑵　募集要項の配布（令和８年８月６日から同年９月４日まで）

⑶　現地説明会の実施（令和８年８月２４日）　１団体

⑷　申請受付（令和８年８月３１日から同年９月４日まで）　１団体

⑸　第２回選定委員会（令和８年９月１７日）

申請状況の説明及びヒアリングに係る評価項目の審議

⑹　第３回選定委員会（令和８年９月２９日）

プレゼンテーション及びヒアリングの実施、評価項目に基づく審査、採点結果の報告並びに候補者の決定

4　申請者数　１団体

5　主な審査項目

安定的な運営、サービスの向上、経費の縮減等

6　指定管理者

大津市坂本六丁目１番１３号

・　坂本観光協会

会長　杉本　辰佳

7　選定理由

公人に着目した施設の利活用及び誘客の推進が期待できるとともに、市指定有形文化財である施設の適切な維持管理に係る計画について高く評価できることから、施設の設置目的を効果的に達成できると評価したため

8　指定期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

［議案第１７９号資料］

指定管理者の指定について（北比良旧舟だまり公園ほか２２５公園）

1　主な管理業務

⑴　都市公園（北比良旧舟だまり公園ほか２２５公園をいう。）を利用に供する業務
⑵　有料公園施設の使用（その目的以外の使用を除く。）の許可に関する業務
⑶　公園施設の維持管理に関する業務
⑷　その他市長が定める業務

2　選定委員会の委員

龍谷大学名誉教授（委員長）、弁護士、公認会計士、都市計画部次長、都市計画課長　計５人

3　選定経過

⑴　第１回選定委員会（令和８年７月１４日）
　委員の任命及び委嘱並びに募集要項、選定方法等の審議
⑵　募集要項の配布（令和８年８月６日から同月２１日まで）
⑶　現地説明会の実施（令和８年８月２０日）　１団体
⑷　申請受付（令和８年８月２５日から同年９月７日まで）　１団体
⑸　第２回選定委員会（令和８年９月１７日）
　申請状況の説明、書面審査の実施、ヒアリングに係る評価項目の審議
⑹　第３回選定委員会（令和８年９月２８日）
　プレゼンテーション及びヒアリングの実施、評価項目に基づく審査、採点結果の報告並びに候補者の決定

4　申請者数　１団体

5　主な審査項目

安定的な運営、サービスの向上、利用料金の増収と経費の縮減等

6　指定管理者

おおつ協会都市公園グループ
　構成団体　大津市浜大津四丁目１番１号
　　公益財団法人大津市公園緑地協会
　　東京都豊島区南池袋一丁目１６番１５号
　　西武造園株式会社
　　大阪市中央区備後町３丁目６番１４号
　　株式会社ＣＯＳＰＡウエルネス
　　大阪市中央区南新町２丁目３番７号
　　株式会社サンアメニティ大阪

7　選定理由

全ての審査項目において最低水準点を上回るとともに、類似施設の管理運営の実績及び経験を活かし、充実した催しの実施やサービスの提供が期待できるため

8　指定期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

［議案第１８０号資料］

指定管理者の指定について（柳が崎湖畔公園）

1　主な管理業務

⑴　柳が崎湖畔公園を利用に供する業務

⑵　有料公園施設の使用（その目的以外の使用を除く。）の許可に関する業務

⑶　公園施設の維持管理に関する業務

⑷　その他市長が定める業務

2　選定委員会の委員

龍谷大学名誉教授（委員長）、弁護士、公認会計士、都市計画部次長、都市計画課長　計５人

3　選定経過

⑴　第１回選定委員会（令和８年７月１４日）

委員の任命及び委嘱並びに募集要項、選定方法等の審議

⑵　募集要項の配布（令和８年８月６日から同月２１日まで）

⑶　現地説明会の実施（令和８年８月２４日）　１団体

⑷　申請受付（令和８年８月２５日から同年９月７日まで）　１団体

⑸　第２回選定委員会（令和８年９月１７日）

申請状況の説明、書面審査の実施、ヒアリングに係る評価項目の審議

⑹　第３回選定委員会（令和８年９月２８日）

プレゼンテーション及びヒアリングの実施、評価項目に基づく審査、採点結果の報告並びに候補者の決定

4　申請者数　１団体

5　主な審査項目

安定的な運営、サービスの向上、利用料金の増収と経費の縮減等

6　指定管理者

大津市大江二丁目３０番１０号

特定非営利活動法人ＢＲＡＨａｒｔ．

7　選定理由

全ての審査項目において最低水準点を上回るとともに、特色あるサービスの提供によりサービスの向上が期待できることから、施設の設置目的を効果的に達成できると評価したため

8　指定期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

［議案第１８１号資料］

指定管理者の指定について（近江神宮外苑公園）

1　主な管理業務

⑴　近江神宮外苑公園を利用に供する業務

⑵　有料公園施設の使用（その目的以外の使用を除く。）の許可に関する業務

⑶　公園施設の維持管理に関する業務

⑷　その他市長が定める業務

2　選定委員会の委員

龍谷大学名誉教授（委員長）、弁護士、公認会計士、都市計画部次長、都市計画課長　計５人

3　選定経過

⑴　第１回選定委員会（令和８年７月１４日）

委員の任命及び委嘱並びに募集要項、選定方法等の審議

⑵　募集要項の配布（令和８年８月６日から同月２１日まで）

⑶　現地説明会の実施（令和８年８月２１日）　１団体

⑷　申請受付（令和８年８月２５日から同年９月７日まで）　１団体

⑸　第２回選定委員会（令和８年９月１７日）

申請状況の説明、書面審査の実施、ヒアリングに係る評価項目の審議

⑹　第３回選定委員会（令和８年９月２８日）

プレゼンテーション及びヒアリングの実施、評価項目に基づく審査、採点結果の報告並びに候補者の決定

4　申請者数　１団体

5　主な審査項目

安定的な運営、質の高いサービスの提供、指定管理事業の経営、施設の特色を活かした運営

6　指定管理者

大阪市中央区北浜４丁目１番１号

大和リース株式会社

7　選定理由

全ての審査項目において最低水準点を上回るとともに、安定的な運営の項目及び施設の特色を活かした運営の項目については特に高く評価できることから、施設の設置目的を効果的に達成できると評価したため

8　指定期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

［議案第１８２号資料］

指定管理者の指定について（大津市小野駅前自転車駐車場ほか１６自転車駐車場）

1　主な管理業務

(1)　駐車場を利用に供する業務

(2)　駐車料金の徴収に関する業務

(3)　駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4)　その他市長が定める業務

2　選定委員会の委員

龍谷大学名誉教授（委員長）、弁護士、公認会計士、建設部次長、同部技監　計５人

3　選定経過

(1)　第１回選定委員会（令和８年７月１４日）

委員の任命及び委嘱並びに募集要項、選定方法等の審議

(2)　募集要項の配布（令和８年７月３０日から同年８月１０日まで）

(3)　現地説明会の実施（令和８年８月１８日）　　３団体

(4)　申請受付（令和８年９月１日から同月１０日まで）　　１団体

(5)　第２回選定委員会（令和８年９月１７日）

申請状況の説明、書面審査の実施、ヒアリングに係る評価項目の審議

(6)　第３回選定委員会（令和８年１０月２日）

プレゼンテーション及びヒアリングの実施、評価項目に基づく審査、採点結果の報告並びに候補者の決定

4　申請者数　１団体

5　主な審査項目

安定的な運営、サービスの向上、経費の縮減、施設の特色を活かした運営

6　指定管理者

大阪市中央区難波２丁目２番３号

ミディ総合管理株式会社

7　選定理由

類似施設の管理運営の実績を活かし、効率的かつ安定的な運営が期待できるとともに、経費の縮減の項目については特に高く評価できるため

8　指定期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

［議案第１８３号資料］

指定管理者の指定について（大津京駅前公共駐車場、明日都浜大津公共駐車場、大津駅北口公共駐車場、膳所駅前公共駐車場及び大津市浜大津公共駐車場）

1　主な管理業務

⑴　駐車場を利用に供する業務
⑵　駐車料金の徴収に関する業務
⑶　駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
⑷　その他市長が定める業務

2　選定委員会の委員

龍谷大学名誉教授（委員長）、弁護士、公認会計士、建設部次長、同部技監　計５人

3　選定経過

⑴　第１回選定委員会（令和８年７月１４日）
　委員の任命及び委嘱並びに募集要項、選定方法等の審議
⑵　募集要項の配布（令和８年７月３０日から同年８月１０日まで）
⑶　現地説明会の実施（令和８年８月１８日）　７団体
⑷　申請受付（令和８年９月１日から同月１０日まで）　３団体
⑸　第２回選定委員会（令和８年９月１７日）
　申請状況の説明、書面審査の実施、ヒアリングに係る評価項目の審議
⑹　第３回選定委員会（令和８年１０月２日）
　プレゼンテーション及びヒアリングの実施、評価項目に基づく審査、採点結果の報告並びに候補者の決定

4　申請者数　３団体

5　主な審査項目

安定的な運営、サービスの向上、経費の縮減、施設の特色を活かした運営

6　指定管理者

浜大津都市開発・タイムズ共同事業体
構成団体　大津市浜大津四丁目１番１号
　浜大津都市開発株式会社
東京都品川区西五反田二丁目２０番４号
　タイムズ２４株式会社
東京都品川区西五反田二丁目２０番４号
　タイムズサービス株式会社

7　選定理由

（第１順位）　上記６のとおり
　経費の縮減及び機器の更新によるサービスの向上が見込めるとともに、施設の特性及び地域の事情を十分に理解しており、安定的な運営が期待できるため

（第２順位）　名古屋市中川区八熊二丁目１番１１号
株式会社日本メカトロニクス
効率的かつ充実した人員配置により、安定的な運営が期待できるため
（第３順位）　大阪市中央区難波２丁目２番３号
ミディ総合管理株式会社
施設の特色を活かした運営が期待できるため

８　指定期間
令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

［議案第１８４号資料］

指定管理者の指定について（大津市大谷乗馬場）

1　主な管理業務

⑴　大津市大谷乗馬場（以下「乗馬場」という。）を利用に供する業務

⑵　乗馬場の使用の許可に関する業務

⑶　乗馬場の施設及び設備の維持管理に関する業務

⑷　その他市長が定める業務

2　選定委員会の委員

龍谷大学名誉教授（委員長）、弁護士、公認会計士、市民部長、同部次長　計５人

3　選定経過

⑴　第１回選定委員会（令和８年７月２９日）

委員の任命及び委嘱並びに仕様書、選定評価基準等及び管理を行わせようとする法人等として指名するものの審議。管理を行わせようとする法人等として、大津市乗馬連盟（以下「連盟」という。）を指名

＜指名の理由＞

乗馬場の前身は、昭和２８年に柳が崎地先にあった米軍専用乗馬クラブ（国有財産）の払下げを受けて開設した大津市柳が崎大津市営馬術練習場である。

その後、昭和４０年に大谷町に乗馬を通じて市民のスポーツ、レクリエーションの普及振興を図るための施設として大津市営大谷乗馬場（現在の乗馬場）が完成し、以来、市内で唯一の乗馬組織であった連盟に、長年にわたり乗馬場の管理運営を委託してきた経緯がある。

そして、上記の経緯により、平成１８年度に指定管理者による管理に移行した際にも、連盟を指定管理者に指定し、現在に至っている。

乗馬場の管理及び運営においては、馬の飼養管理、乗馬指導及び利用者の安全確保などに関し、高度に専門的な知識及び技術を必要とするとともに、環境の変化や音に非常に敏感であることなど馬の特性を十分に理解し、利用者の安全確保及び馬の健康を維持するための方策を講じることが必要である。

また、連盟は、これまでの乗馬場の管理運営において、公共性及び公益性を重視した自主事業を実施しており、馬の生態を熟知した豊富な経験を基に、市民向けの乗馬教室の開催、初心者等への体験乗馬の開催、学生への馬術指導及び若手指導者の育成等を行っている。

これらの事情から、長年にわたり適切な管理運営の実績を有し、地域の関係団体との連携体制を確立しており、安定的かつ継続的なサービス提供が期待できる連盟を、乗馬場の管理を行わせようとする法人等として指名するものである。

⑵　指名通知（令和８年８月７日）

⑶　申請書受理（令和８年９月７日）

⑷　第２回選定委員会（令和８年９月２５日）

申請書類の書面審査及びヒアリングに係る評価項目の審議

⑸　第３回選定委員会（令和８年１０月１４日）

ヒアリングの実施、評価項目に基づく審査、採点結果の報告及び候補者の決定

4　主な審査項目

安定的な運営、サービスの向上、経費の縮減等

5　指定管理者

大津市大谷町１番１号

大津市乗馬連盟

会長　中江　忠洋

6　選定理由

各審査項目の点数及び合計点数がそれぞれの最低水準点を上回っているとともに、豊富な経験と実績を活かし、効率的かつ安定した運営が期待できるため

7　指定期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで